

社会福祉法人双和福祉会 役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双和福祉会(以下「本会」という。)の役員及び評議員の報酬並びに費用について定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給をおこなう役員等は次のとおりとする。

- (1) 評議員
 - (2) 理事、ただし法人と雇用契約を結んでいない者(以下「外部理事」という。)に限る
 - (3) 監事
- 2理事で法人と契約を結んでいる者(以下「内部理事」という。)は、法人の給与規定に従い職員としての報酬を支払うので、この基準の対象とはならない。

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議委員会
- (2) 理事については理事会・評議委員会
- (3) 監事については監事監査・理事会・評議員会
- (4) 役員等が、その任を実行するにあたって理事長が必要と判断した会議・研修等

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬は次のとおり

- (1) 評議委員には評議員に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。
なお、評議員の日当の総額は法人定款第8条において年間50万円を超えないと定められている。

支給条件 日当は拘束時間を1日当たり3時間未満とし5,000円

- (2) 外部理事には、理事会及び評議員会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。なお理事の日当の年間支給総額は評議委員会にて決するものとする。

支給条件 日当は拘束時間を1日当たり3時間未満とし5,000円

(出張時の日当)

第5条 本会が役員等に対して出張を依頼するときは、別に定める役員等旅費規程に基づき支給する。

(費用の支払い)

第6条 本会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和5年6月21日から施行する。